

緊急時対応引き渡しマニュアル【仮校舎版】

1 準備段階

- (1) 災害時引渡しカードの記入・更新→学校へ提出後、職員室の耐火金庫内で管理
①引取り者は、生徒本人が身元証明できる方を記入してもらうよう指導
なるべく6人すべて書いてもらう
★1～6に記載されていない人が迎えに来て、学校側は例外なく引き渡しには応じないことも伝達する
②学校前の所要時間は、自宅からだろうが、勤務先からだろうが、「徒歩」時間を記入させる
- (2) 連絡メールの登録・再登録→テストメールを配信し、受信状況を確認する
- (3) 「非常事態が発生した時の引き渡し基準」を学校HPにアップする

2 非常事態発生…別紙、危機管理マニュアル（→年度当初に配布済）に従って「初期行動」を行う

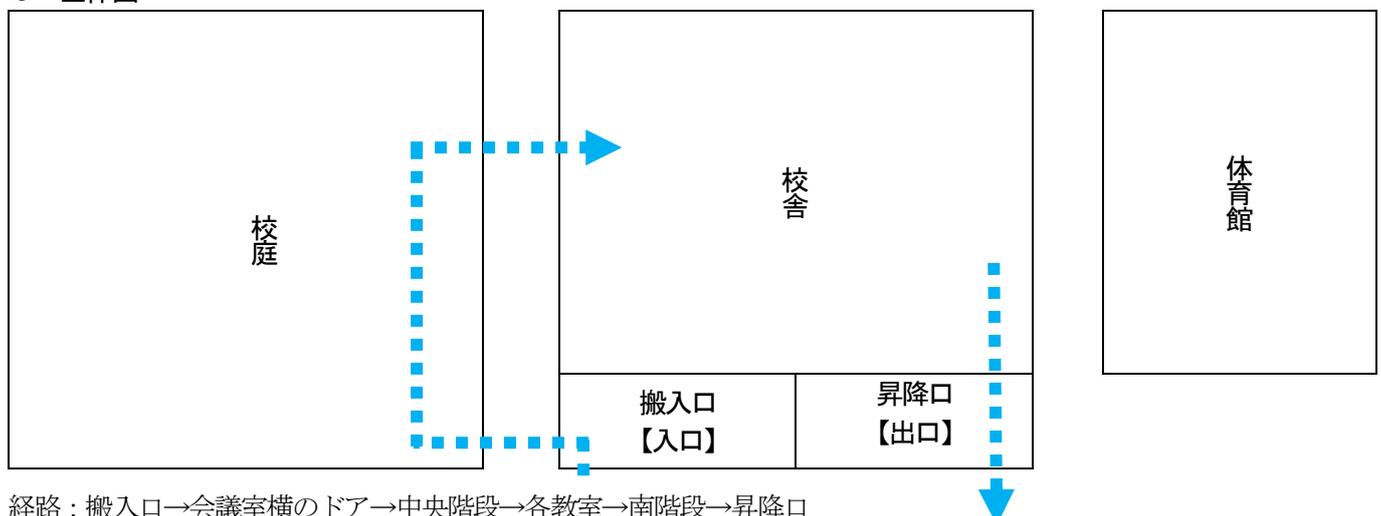
3 生徒引き渡し状況の発生

- (1) その旨を「HP」「連絡メール」にて保護者へ通知する
- (2) 体育館への避難完了後、外靴を持って各教室にて待機させる→各学年で生徒を掌握する
- (3) 各教室に引取り者受付を開設する→避難所（体育館）の準備を同時に行う
- (4) 以下の場所（担当教員）には、トランシーバーを持って向かう
A：職員室(事務) B：保健室 C：生活指導主任 D：3年副担任 E：2年副担任 F：1年副担任
※Cは職員室の耐火金庫より「災害時引渡しカード」も持って行く
- (5) 各教室に引渡し方法を説明したものを（→このマニュアル最終ページ）掲示する

4 生徒引き渡し方法

- (0) 掲示による誘導→①搬入口より来校、②校舎横ドアより入る、③中央階段は上り専用、南階段は下り専用
④兄弟関係は「2年」「3年」「1年」の順序で行う
- (1) 各教室の引取り者受付にて「生徒氏名」を言ってもら→「災害時引渡しカード」を準備する
- (2) 引取り者に名乗ってもら→カードの①～⑥に該当すれば（3）へ
該当しなければ、いかなる理由であっても「引渡拒否」
- (3) カードに以下の内容を記入していく
①引渡し日時 ②引渡し者欄に自分の名前を記入
③引取り者番号（該当する番号を記入） ④電話（今後の連絡手段で使用） ⑤移動先（これから向かう場所）
- (4) 中央階段は上り専用、南階段は下り専用であることを引取り者へ伝える→混雑をさけるため。
- (5) 保護者が自分の子どものいる教室へ入り、引渡し完了とする→これより保護者に全責任を委譲する
- (6) 弟・妹がいる保護者は、2階へ中央階段を使って移動→（1）の手順からもう一度始めていただく
- (7) 生徒・保護者は、そのまま南階段より昇降口を経由して、正門より下校。

5 全体図



非常事態が発生した時の引き渡し基準

登校前	地震 ※江戸川区の震度が基準	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校、自宅待機とする。 ・学校等に被害がないことが確認でき、連絡メールの配信が可能な場合、連絡メールにより授業再開をお知らせする。 ・通信手段が途絶して、学校からの連絡が届かない場合は、別途連絡がない限り、臨時休校、自宅待機とする。
		震度5弱未満	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通常登校とする。 ・臨時休校になる場合は、連絡メール及びホームページでお知らせする。
	津波 ※江戸川区に対しての発表	①大津波警報 ②津波警報 ③津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、注意報・警報が解除されるまで、自宅待機とする。 ・原則、注意報・警報が解除された後、通学路の安全を確認し、通常登校する。 ・二次災害等、何らかの理由で登校が困難な場合は、校長判断により臨時休校、自宅待機とする。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
	台風など ※江戸川区に対しての発表	①暴風特別警報 ②大雨特別警報 ③暴風警報および大雨警報	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校、自宅待機とする。(15時まで自宅学習)
	二次災害	洪水・建物倒壊 河川の氾濫など	<ul style="list-style-type: none"> ・校長判断により臨時休校、自宅待機とする場合がある。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
登校中	地震	立ってられないほどの揺れを感じた時	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と自宅のいずれか近い方に、一時避難とする。 ・その後の予定については、連絡メール及びホームページでお知らせする。
登校後	地震 ※江戸川区の震度が基準	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・引取りに来るまで、学校に待機させる。
		震度5弱未満	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況によっては、教職員引率のもと集団下校とする。 ・交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になる場合、保護者から連絡のあった生徒に関しては、引取りに来るまで、学校に待機させる。
	津波 ※江戸川区に対しての発表	①大津波警報 ②津波警報 ③津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、注意報・警報が解除されるまで、学校に待機させる。 ・原則、注意報・警報が解除された後、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況によっては、教員引率のもと集団下校とする。 ・二次災害防止のため、注意報・警報が解除されるまで、保護者への引き渡しは行わない。
	二次災害	河川の氾濫 洪水・土砂災害 建物倒壊 など	<ul style="list-style-type: none"> ・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により生徒を学校に待機させ、原則、保護者引き渡しとする。 ・その旨を連絡メール及びホームページでお知らせする。
	刑事事件	①不審者侵入により実被害が発生 ②凶悪事件の犯人が逃走中	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・引取りに来るまで、学校に待機させる。